

庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、サテライトオフィスを市内に開設する者に対し、予算の範囲内で庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、情報サービス業、インターネット附随サービス業等の誘致を促進することにより、産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 通信回線を活用することにより、本社と同等の業務を行うことができる当該本社の遠隔地に設置されるオフィスをいう。

(2) 常用雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し新たにサテライトオフィスを市内に開設し、かつ、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に営業拠点及び事業場を有していないこと。

(2) 3年以上継続して事業を行う意思があること。

(3) 新たに1人以上の常用雇用労働者を雇用すること又は市外の他の事業場で雇用している常用雇用労働者を1人以上当該サテライトオフィスに異動させること。

(4) サテライトオフィスにおいて、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく業種のうち別表第1に定める業種又は市長が適当と認める業種を営むこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額及び補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表第2のとおりとする。

( 交付申請 )

**第 5 条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ( 1 ) 事業計画書（様式第 2 号）
- ( 2 ) 収支予算書（様式第 3 号）
- ( 3 ) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定める申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

( 交付決定 )

**第 6 条** 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付しないことを決定したときは庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

( 届出等の義務 )

**第 7 条** 前条に定める交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業着手と同時に事業着手届（様式第 6 号）を、事業完成と同時に事業完成届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

( 事業計画の変更等 )

**第 8 条** 補助事業者は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金計画変更承認申請書（様式第 8 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

- ( 1 ) 補助対象事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更
- ( 2 ) 補助事業に要する経費全体の 20 パーセント以内の変更

(3) 補助金交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金計画変更承認通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金事業中止等（廃止）申請書（様式第10号）により市長の承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

**第9条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告があったときは、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

（実績報告）

**第10条** 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金実績報告書（様式第12号）に収支決算書（様式第13号）その他市長が必要と認める書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

**第11条** 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金交付確定通知書（様式第14号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金請求書（様式第15号）により市長に請求しなければならない。

（その他）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成34年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したのものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

G 情報通信業	39 情報サービス業	391 ソフトウェア業
		392 情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業	401 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業	411 映像情報制作・配給業
		412 音声情報制作業
		414 出版業
		415 広告制作業
416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業		

別表第2 (第4条関係)

項目	対象経費	補助率	限度額	補助回数等	申請書提出期限
建物取得・改修費	建物の取得費又は改修費	対象経費の2分の1以内	(1) 建物取得 200万円 (2) 建物改修 50万円	1回限り	改修工事に着手する10日前まで
備品購入費	1点あたりの購入単価が税込10万円以上の備品購入に係る経費	対象経費の2分の1以内	50万円	1回限り	備品購入の契約締結まで

リース料	自動車のリース料 で、交付決定日の属 する月から36月以内 に係るもの	対象経費の2 分の1以内	月額1万8千 円	1回目及び2回目 は12月分の借上料 完納後とし、3回 目及び4回目は6 月分の借上料完納 ごととする。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内
賃借料	建物賃借料（共益費 及び駐車場賃借料を 含む。）で、交付決 定日の属する月から 36月以内に係るもの	対象経費の2 分の1以内	月額4万円	1回目及び2回目 は12月分の借上料 完納後とし、3回 目及び4回目は6 月分の借上料完納 ごととする。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内
工事費	光回線の引き込みに 係る工事費	対象経費の2 分の1以内	5万円	1回限り	工事着手の10日 前まで
回線使用料	光回線使用料で、交 付決定日の属する月 から36月以内に係る もの	対象経費の2 分の1以内	月額2万円	1回目、2回目は 12月分の使用料完 納後とし、3回目 以降は6月分の使 用料完納ごととす る。	サテライトオフ イスを開設し事 業を開始した日 以後1年以内

様式（省略）